

予定価格に関する積算疑義申立手続要領

1 趣旨

建設工事の請負契約等に係る競争入札の公正性を確保するため、競争入札の執行に際し、予定価格に関する積算疑義（以下「積算疑義」という。）がある場合の手続きについて必要な事項を定める。

2 設計書積算内訳の公表

(1) 公表事項

ア 事後公表設計書

イ 予定価格を決定するために作成した設計書。ただし、高知県情報公開条例（平成2年3月26日条例第1号）第6条の非開示情報に該当する部分を除く。

(2) 公表時期及び方法

ア 事後公表設計書

落札決定後速やかに入札実施機関において閲覧に供する。

イ 予定価格を決定するために作成した設計書

設計書情報提供サービスにより提供する。

URL : <https://diprovider.pref.kochi.lg.jp/ShinseiWeb/>

3 申立ての方法

積算疑義の申立ては、積算疑義申立書（様式第1号）を電子メールに添付して、入札実施機関あてに送付する方法とする。疑義申立書を送信したときには、必ず入札実施機関の担当者にその旨を電話で連絡し、受領の確認をすること。

4 申立期間

積算疑義の申立期間は、落札決定の翌日から起算して5日目（閉庁日を除く。）の午後5時までとする。

5 確認の実施

事業実施機関（本庁の事業主管課を含む。以下同じ。）は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに設計図書の内容を確認するものとする。

6 確認結果等の報告

事業実施機関は、積算の不備等が発見された場合は、その旨を速やかに入札実施機関に報告するものとする。

7 入札手続について

(1) 積算疑義の申立てがなかった場合又は5の確認の結果、積算疑義がなかった場合は、契約手続きを継続する。

(2) 5の確認の結果、積算の不備等が発見された場合は、以下のとおり対応する。

ア 入札結果に影響があり、公正性が確保されないと判断した場合には、当該落札決定の取り消しを行う。

イ 入札結果に影響がなく、公正性が確保されると判断した場合には、契約手続きを継続する。

(3) 落札決定の取り消しを行う場合には、全ての入札参加者に対して、その旨をメール等にて通知する。

8 確認等の期間

5の確認の実施及び7の入札手続について判断する期間は、申立期限の翌日から起算して3日目（閉庁日を除く。）の日までの間とする。

9 その他

(1) 本要領において定める期限については、入札実施機関において、やむを得ないと判断した場合に、必要最小限の範囲内で延長する場合がある。